

豊田市山村地域等空き家活用支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、豊田市山村地域等空き家活用支援事業に関し必要な事項を定めることにより、山村地域等における空き家を有効活用した事業の促進を図り、もって山村地域等の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）山村地域等 豊田市空き家情報登録制度実施要綱（以下「空き家情報バンク実施要綱」という。）第2条第1号に掲げる地域をいう。
- （2）空き家 空き家情報バンク実施要綱第4条に基づき登録された空き家及びそれに準ずる事業に登録された空き家をいう。
- （3）商工会等 旭商工会、足助商工会、稲武商工会、小原商工会、下山商工会、藤岡商工会及び豊田商工会議所をいう。
- （4）伴走支援者 豊田市、豊田市山村地域暮らし支援センター（とよたさんそんセンター）、豊田信用金庫、商工会等及び先輩起業家をいう。
- （5）活用事業 山村地域等の空き家を活用し、地域の活性化及び空き家の有効活用に寄与すると認められる事業をいう。

（対象者）

第3条 この事業による支援を受けようとする者（以下「事業対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- （1）活用事業を始める意志を示していること。
- （2）当該業種が商工業である場合は、商工会等に参加する意志を示していること。
- （3）当該業種が、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）であって、次に掲げるものを除く業種であること。
 - ア 生活関連サービス業、娯楽業のうち競輪・競馬等の競走場、競技場、遊戯場、芸芸業及び娯楽に附帯するサービス業
 - イ サービス業（他に分類されないもの）のうち政治・経済・文化団体及び宗教
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業
 - エ 一時的又は投機的なもの
 - オ 国又は地方公共団体の経営するもの及び国又は地方公共団体から多額の出資又は資金援助を受けているもの
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、公序良俗等の観点から対象とすること

が適当でないと市長が認める事業

（伴走支援の申込み及び登録）

第4条 伴走支援を受けたい事業対象者は、山村地域等空き家活用事業伴走支援申込書（様式第1号）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みについて適当と認めたときは、当該対象者に山村地域等空き家活用事業伴走支援登録書（様式第2号）を通知するとともに、当該対象者が希望する伴走支援者に支援を依頼する。

（伴走支援者の支援内容）

第5条 伴走支援者は、前条の規定に基づき登録された事業対象者に、必要に応じて次に掲げる各号の支援を行う。

（1）事業計画書の作成

（2）活用事業プレゼンテーションの支援

（3）事業対象者が融資を受ける場合は、融資に関する交付申請資料の作成

（4）経理処理状況及び経営の指導

（5）地域での相互のネットワーク形成支援

（6）地域での活用事業継続に係る支援

（7）その他適宜必要な支援

（活用事業のプレゼンテーション）

第6条 事業対象者は、空き家情報バンク実施要綱第4条に基づき登録された空き家を使って活用事業を実施するときは、同要綱第15条第1項の規定による地域面談において、活用事業に関するプレゼンテーションを行うものとする。

（活用事業の開始）

第7条 事業対象者は、活用事業の開始にあたり、山村地域等空き家活用事業開始報告書（様式第3号）を作成し、市長に提出するものとする。

（伴走支援登録の抹消届）

第8条 事業対象者は、活用事業について、伴走支援の必要がなくなったときは、山村地域等空き家活用事業伴走支援登録抹消届（様式第4号）を、市長に提出するものとする。

（伴走支援登録の削除）

第9条 市長は、事業対象者について、次の各号のいずれかに該当する場合は伴走支援の登録を削除することができ、削除することを決定したときは、山村地域等空き家活用事業伴走支援打ち切り通知書（様式第5号）を事業対象者へ通知する。

（1）当該業種が商工業である場合、活用事業開始にあたり、商工会等に参加しておらず、かつ、活用事業開始後も加入する意志がないとき。

（2）活用事業の開始後に業種及び実施場所が変わったとき。

（3）登録から活用事業の開始がないまま2年が経過したとき。

（4）第10条に規定する報告期間が経過したとき。

（5）その他市長が削除が適当と認めたとき。

（活用事業の進捗状況及び実績報告）

第10条 事業対象者は、支援を受けた伴走支援者に対し、山村地域等空き家活用事業報告書（様式第6号）に基づき、次の各号のいずれかにより進捗状

況を報告するものとする。

(1) 事業対象者が豊田市山村地域等空き家活用支援事業利子補給補助金交付要綱に係る対象融資を受けている場合は、融資期間内に年間1回以上の進捗状況の報告を行うこと。

(2) 前号以外の場合は、活用事業開始から3年経過するまで、年間1回以上の進捗状況の報告を行うこと。

(謝礼の支払い)

第11条 当該活用事業において、先輩起業者が市長の要請により事業対象者に支援活動を実施した場合は、市長は山村地域等空き家活用支援事業活動報告書(様式第7号)を作成し、謝礼を支払うものとし、謝礼金額及び支払い回数等については、次の各号のとおりとする。

(1) 謝礼金額は1回につき、5,000円とする。

(2) 支払い回数は、1年に3回までとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、豊田市山村地域等空き家活用支援事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和2年11月1日から施行する。

附則

この要領は令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	—
住 所		
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年	月 日
電話番号	()	—

山村地域等空き家活用事業伴走支援申込書

山村地域等で空き家を活用した事業を開始するにあたり、下記のとおり伴走支援を申し込みます。

- 1 希望する伴走支援の内容（第 5 条参照）
- ☐事業計画書の作成

☐活用事業プレゼンテーションの支援

☐融資に関する交付申請資料の作成

(融資元：☐豊田信用金庫 ☐他金融機関)

☐経理処理状況及び経営の指導

☐地域での相互のネットワーク形成支援

☐地域での活用事業継続に係る支援

☐活用事業進捗状況報告の支援

☐その他（具体的に

)

※あてはまる項目にチェックしてください。

山村地域等空き家活用事業伴走支援登録書

豊 発第 号
年 月 日

様

豊田市長 印

年 月 日付けで申込みのあった山村地域等空き家活用事業について、次のとおり伴走支援の登録を完了したので、通知します。

- 1 支援登録番号 伴走支援 No. _____
- 2 支援開始日 年 月 日
- 3 支援内容
- 4 注意事項

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	—
住所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	年	月 日
電話番号	()	—

山村地域等空き家活用事業開始報告書

年 月 日付け豊 発第 号で伴走支援の登録通知のあった山村
地域等空き家活用事業（伴走支援 No. ）について、次のとおり活用事業を開始します。

☐金融機関に提出した事業計画書のとおり（※写しを提出）

（融資元：☐豊田信用金庫 ☐他金融機関）

☐以下の事業計画書のとおり

事業名	
業種	
空き家所在地	(空き家情報バンク —)
開業予定時期	年 月 日
目的及び動機	
本計画に係る事業経験	(過去の勤務先、経験年数、保有資格等)
本計画に係る事業の外部環境	(市場、ニーズ、競合)
本計画に係る事業内容の流れ	
本計画に係る商品、 サービス、技術力、ノウハウ	

メインターゲットと アプローチ方法	(誰に、どのように?)
方策	(事業の認知度向上、売上向上のために考えていること)

販売先			仕入先		
取引名	シェア	回収条件	取引名	シェア	支払条件

資金計画

必要な資金		金額	調達方法		金額
事業開始ま での資金			自己資金		
			家族、知人か らの借入		
	小計			小計	
事業開始後 必要な資金			金融機関借入 ※		
	小計			小計	
				合計	

人員計画

	事業開始当初	2年目	3年目
役員数			
正社員数			
パート数			

※個人事業主の場合は、事業主分の人件費及び人員数には、含めません。
 なお、新規事業に至っては追加従業員数。

収支計画

		事業開始当初	2 年目	3 年目
売上高				
売上原価	仕入高			
	材料費			
	人件費			
	外注費			
	リース費用			
	減価償却費			
	賃借料			
	水道光熱費			
	その他			
	合計			
売上総利益				
売上総利益率				
経費	人件費			
	リース費用			
	減価償却費			
	賃借料			
	水道光熱費			
	販売手数料			
	広告宣伝費			
	旅費交通費			
	通信費			
	接待交際費			
	租税公課			
	支払利息			
	その他			
	合計			
利益				

売上高、売上原価、経費の根拠

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

豊田市長 様

申請者

郵便番号	〒	—
住所		
フリガナ		
氏名		
生年月日	年	月 日
電話番号	()	—

山村地域等空き家活用事業伴走支援登録抹消届

年 月 日付け豊 発第 号で伴走支援の登録通知のあった山村地域等空き家活用事業について、伴走支援の登録を取り消したいので、届け出ます。

- 1 支援登録番号 伴走支援 No.
- 2 登録取消理由

豊 発 第 号
年 月 日

（申請者） 様

豊田市長



山村地域等空き家活用事業伴走支援打ち切り通知書

年 月 日付け豊 発第 号で伴走支援の登録をした山村地域等
空き家活用事業（伴走支援 No. ）について、支援の打ち切りを決定しましたので、
通知します。

1. 申請事業名

2. 理 由

豊田市長 様

申請者	郵便番号	〒	—
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
電話番号	()	—	

山村地域等空き家活用事業報告書

年 月 日に開始報告をした山村地域等空き家活用事業（伴走支援 No. ）
について、次のとおり報告します。

- ☐ 金融機関に提出した書類のとおり（※写しを提出）
（融資元：☐ 豊田信用金庫 ☐ 他金融機関）
☐ 以下の報告書のとおり

事業名	
業種	
空き家所在地	(空き家情報バンク —)
開業日	年 月 日

人員

	年度	年度	年度
役員数			
正社員数			
パート数			

※個人事業主の場合は、事業主分の人件費及び人員数には、含めません。
なお、新規事業に至っては追加従業員数。

資金

必要な資金		金額	調達方法		金額
事業開始までの資金			自己資金		
			家族、知人からの借入		
	小計			小計	
事業開始後必要な資金			金融機関借入※		
	小計			小計	
				合計	

販売先			仕入先		
取引名	シェア	回収条件	取引名	シェア	支払条件

収支実績

		年度	年度	年度
売上高				
売上原価	仕入高			
	材料費			
	人件費			
	外注費			
	リース費用			
	減価償却費			
	賃借料			
	水道光熱費			
	その他			
	合計			
売上総利益				
売上総利益率				
経費	人件費			
	リース費用			
	減価償却費			
	賃借料			
	水道光熱費			
	販売手数料			
	広告宣伝費			
	旅費交通費			
	通信費			
	接待交際費			
	租税公課			
	支払利息			
	その他			
	合計			
利益				

売上高、売上原価、経費の根拠

--

年 月 日

山 村 地 域 等 空 き 家 活 用 支 援 事 業 活 動 報 告 書

下記のとおり伴走支援活動を実施しました。

記

伴走支援No.	
事業名	
事業対象者名	
伴走支援者名	
実施日	年 月 日 （ 時～ 時）
実施場所	
実施内容	
備考	